

※当事業所は、要医療児者支援体制加算・行動障害支援体制加算・精神障害者支援体制加算を取っています。

要医療児者支援体制加算：(算定要件)

重症心身障害など医療的なケアを要する児童や障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために定められた研修を修了した相談支援専門員を配置している。

行動障害支援体制加算：(算定要件)

行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために定められた研修を修了した相談支援専門員を配置している。

精神障害者支援体制加算：(算定要件)

精神科病院等に入院する者及び地域において単身生活等をする障害者に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援等を実施するために必要な研修を終了し専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を配置している。